

第7回産業福祉常任委員会会議録

平成23年9月6日(火)

開会 午前10時30分

閉会 午後3時23分

会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

町民課

平成23年度一般会計補正予算(町民課所管分)について

平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

保健福祉課

平成23年度一般会計補正予算(保健福祉課所管分)について

平成23年度介護保険事業特別会計補正予算について

産業課

平成23年度一般会計補正予算(産業課所管分)について

パパスランド活動施設並びに屋内遊技場の改修計画(案)について

農林水産直売・食材提供供給施設(道の駅パパスランドさつつる)基本計画(案)について

緑清荘の指定管理者の選定について

建設課

平成22年度簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

平成23年度農業集落排水事業特別会計補正予算(1号)について

道路橋梁及び河川の指定管理者の募集要項(案)について

焼酎事業所

平成23年度清里町焼酎事業特別会計決算について

平成23年度販売状況について

平成23年度製造計画の変更について

新製品について

平成23年度清里町焼酎事業特別会計補正予算(第1号)について

2. 意見書の検討について

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書(案)

提出者: 北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会 会長 加藤唯勝

軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める要望意見書(案)

提出者: 清里町農民連盟 委員長 山崎一幸

3. 次回委員会の開催について

4. その他

出席委員（7名）

委員長	村 島 健 二	副委員長	澤 田 伸 幸
委員	田 中 誠	委員	加 藤 健 次
委員	勝 又 武 司	委員	池 下 昇
委員	前 中 康 男	議長	村 尾 富 造

欠席委員 なし

説明のため出席した者の職氏名

町民課長	澤本 正弘	町民生活G総括主査	三浦 厚
町民生活G主査	武山 雄一		
保健福祉課長	菌部 充	保健G主幹	藤代 弘輝
福祉介護G総括主査	野呂田成人		
産業課長	斉藤 敏美	商工観光・林政G総括主査	進藤 和久
農業G総括主査	原田 賢一	商工観光・林政G主査	檜村 亨子
建設課長	古谷 一夫	上下水道・公住G主幹	岡崎 亨
建設管理G総括主査	清水 俊行	建設管理G主査	酒井 隆広
建設管理G主査	山本 卓司	上下水道・公住G主任	荒 一喜

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	柏 木 繁 延
主任	鈴 木 由美子

開会の宣告

村島委員長

第7回産業福祉常任委員会を開催したいと思います。

村島委員長

町民課、町からの協議・報告事項について3点ございます。平成23年度一般会計補正予算（町民課所管分）、平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明願います。

町民課長

町民課より、平成23年度町民課所管分の一般会計補正予算、それと平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、並びに平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、担当の総括主査及び主査よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

町民生活G主査

それでは、平成23年度一般会計補正予算（町民課所管分）についてご説明いたします。3ページをお開きください。2款総務費・2項総務管理費・5目自治振興費において、地上デジタル放送無線共聴施設整備事業を実施するものです。国の補助金等を活用し、緑地区に無線共聴施設を整備して、地上デジタル放送難視聴の解消を図るものであります。7ページをお開きください。緑地区地デジ共聴施設設置工事についてであります。無線共聴施設の施工範囲であります。受信点を石井幸二宅周辺にあります町有地に、送信点を緑駅前の町有地にそれぞれ設置し、この間1.6キロメートルを光ケーブルでつなぐ施設となっております。この施設による電波の送信範囲が、図面の点線で囲った範囲となっており、緑地区全体をカバーできる範囲となっております。3ページにお戻りください。施設設置に係る費用といたしまして、需用費・消耗品費といたしまして、無線局開設免許申請用の証紙代1万2千円、工事請負費といたしまして1,793万4千円、事業費合計1,794万6千円を、国庫支出金1,195万6千円、町債190万円、その他280万円、一般財源129万円を計上しております。なお、財源の国庫支出金については事業費の3分の2の補助率、町債については過疎債で充当率90%、その他はNHK助成金であります。続きまして、2款総務費・2項総務管理費・6目交通安全対策費において、交通安全指導員制服購入事業を実施するものです。交通安全指導員の任期満了に伴う指導員の交代により、貸与する制服について新たに必要となるため、女性用の制服を1着購入するための費用といたしまして、需用費・消耗品費といたしまして13万5千円を、その他2万円、一般財源11万5千円を計上しております。次に、4款衛生費・1項保健衛生費・4目環境衛生費において、農業集落排水事業特別会計繰出金を減額するものです。農業集落排水事業特別会計における平成22年度決算に伴い、繰越金の額の確定しましたので、一般会計からの繰出金を84万円減額で計上しております。次に、4款衛生費・2項清掃費・1目清掃事業費において、清掃センター補修事業を実施するものです。本年度実施しました清掃センター機器類等保守点検の結果、清掃センター排ガスダクト及び減温空気ダクトの劣化・破損がひどく、排ガス漏れの危険性が判明しましたので、補修を図るものであります。6ページをお開きください。今回の補修箇所につきましては、斜線で表示している部分で、清掃センター建屋から屋外に出る、排ガス及び減温空気を合流させるダクト部分を交換するものであります。3ページにお戻りください。工事費用といたしまして、工事請負費440万5千円を一般財源同額で計上しております。以上で説明を終わります。

町民生活G総括主査

引き続きご説明いたします。平成23年度一般会計補正予算のうち、2款総務費・2項総務管理費・16目行政情報システム管理費の行政基幹システム改修事業でございますが、今回、住民基本台帳法の改正に伴いまして、転出者の住基カードの継続利用ができる機能、また外国人への住民基本台帳法の適用対象の追加、戸籍の附表の通知を通信回線により自治体間で送信できる機

能などが新しい業務として、今回住民基本台帳法の改正がなされてございますので、この関係のシステム改修を行うものでございまして、改修作業は来年7月からの法施行に合わせて、本年度から年度をまたいで改修作業やデータの確認作業が行われますので、予算計上した上、繰越明許費として翌年度繰越す予定となっております。補正額630万円につきましては、システム改修委託料でありまして、全額一般財源となっております。

引き続き4ページをお開きください。平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。今回の補正につきましては、平成22年度各種負担金補助金等の精算確定による補正内容が主なものとなっております。まず歳出におきまして、1款総務費につきましては、本年度から始まった国保総合システムを運営する国保保険者ネットワーク運営経費負担金の確定により10万円の減額、3款後期高齢者支援金等は、23年度納付分の確定により67万3千円の減、6款介護納付金も本年度の納付額確定により12万2千円の減、11款諸支出金は、平成22年度の療養給付費国庫負担金・出産育児一時金補助金・特定健康診査等国道負担金の精算確定により過大交付となった差額分の返還が生じたので、それぞれの所要額の合計193万円を増額計上いたします。歳出それぞれの財源につきましては、歳入、3款国庫支出金において、医療費の増加によります、23年度療養給付費負担金を35万9千円増額、介護従事者処遇改善臨時特例交付金は制度廃止に伴い50万円の減額、4款療養給付費交付金は、22年度精算による追加交付分が生じたので58万8千円を増額、11款諸収入は、老人保健医療費拠出金の精算による追加交付分58万8千円を増額計上いたします。歳入歳出それぞれ103万5千円を増額し、歳入歳出それぞれの合計が7億21万7千円となります。

続きまして5ページをお開き願います。平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。今回の補正につきましては、平成22年度繰越金の確定及び平成22年度の後期高齢者医療保険料負担金の精算確定による補正内容となっております。歳出、1款総務費につきましては、後期高齢者医療制度周知に係る事務経費としまして、7千円増額計上いたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成22年度の出納整理期間中（23年4月～5月）に納付のありました分は翌年度会計に繰越して、北海道広域連合に保険料を負担金として納付することとなっておりますので、この間に納付された分、1万7千円を増額計上いたします。歳出それぞれの財源につきましては、歳入、5款繰越金において、平成22年度後期高齢者医療特別会計の決算が確定いたしましたので、2万4千円を増額計上いたします。歳入歳出それぞれ2万4千円を増額し、歳入歳出それぞれの合計が5,549万3千円となります。以上で説明を終わります。

村島委員長

今、説明がございましたけども、まず の平成23年度一般会計補正予算について、ご審議願いたいと思います。何かありませんか。

加藤委員

デジタルを維持していく関係はどうなっているのか。

町民課長

今の加藤委員からのご質問ですが、地上デジタル無線共聴施設の維持管理についてだと思いま

す。今現在、維持管理につきましては、想定している金額として、年間大体30万程度かなという形で想定しております。そのうち大きな項目としましては、保守点検費用が約20万から30万ぐらいかなと考えております。その他の電気料金ですとか、電柱の橋架料等が大体年間3万から5万程度かなと想定をしております。そのうち、地域といろいろ協議をさせていただいているのは、必要最低限の電気料ですとか、その程度は地域の方で負担できないでしょうかというような話を、地元と協議しているところでございます。

勝又委員

本体は半永久的に使えるのか。

町民課長

施設自体は今のところ、大体15年から20年ぐらいの施設として共用できるのではないかと考えております。その後当然、施設の更新等も出てくると思います。今のところ国の方には更新に対する補助等はありません。今現在、国に対して新しい補助制度ができるようにと要望をしているところでございます。

池下委員

今回、緑地区対象130世帯ということですが、参考までに聞きたいんですけども、これをやることによって、全町カバーと捉えて良いのでしょうか。それとも札弦と緑の間でカバーできないエリアとか、その辺りはどうなんでしょうか。

町民課長

今、緑地区に整備しようとしております共聴施設につきましては、あくまで緑市街と、このエリアであります川向の130戸という形で範囲を設定させていただいております。今後、前回の委員会でもご報告しているとおり、神威、それから札弦第2地区の難視対策は今後、対策を講じていかなければならないと考えております。今現在、札弦で1回、自治会と打合せをさせていただいております。それで戸数的なものが、札弦第2地区で大体25から30ぐらいということで、今、自治会を通して連携を取りながらアンケート調査を実施しております。実際今は見えますが、冬になると見づらくなるですとか、そういう電波障害等もございまして、実施にどういう状況になるのかということを含めながら、自治会と連携しながらアンケートを取っておりますので、その状況を見ながら神威地区も併せまして、難視の対策をしていきたいと考えております。

村島委員長

他にございませんか。

(「なし」との声あり)

村島委員長

無いようなので、平成23年度23年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について質疑を受けたいと思います。

(「なし」との声あり)

村島委員長

次に、平成23年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を受けたいと思います。

（「なし」との声あり）

村島委員長

無いようなので、終わります。

村島委員長

それでは保健福祉課、23年度一般会計補正予算（保健福祉課所管分）8ページから11ページ、平成23年度介護保険事業特別会計補正予算12ページについて、お願いします。

保健福祉課長

私の方から概要をお話しして、その後に担当から詳細をお話ししたいと思います。平成23年度一般会計補正予算（保健福祉課所管分）につきましては、6件の補正を予定してございます。1件目は、障害者自立支援費の過年度返納金です。これは平成22年度の障害者自立支援事業確定による国庫負担金、道負担金の精算を行うものでございます。2件目は、介護保険事業特別会計繰出金を増額補正するもので、介護保険事業用のコンピューターの修繕に係るものです。3件目は、子育て支援センターで新たに開始したいと考えております、ブックスタート事業に係る費用を補正するものでございます。4件目は、かねてよりご報告いたしておりました、救急医療体制づくりに係る負担金について補正をするものです。5件目は、高齢者の肺炎球菌予防接種に係る費用についてです。6件目は、保健福祉総合センターの真空温水機の修繕に係る事業でございます。それから、の介護保険事業特別会計補正予算につきましては、平成22年度の事業の確定による23年度の繰越額及び過年度返納金の確定、それと23年度の保険給付費の見込額の増加補正をするものでございます。担当よりそれぞれご説明いたします。

福祉介護G総括主査

それでは、福祉介護グループ所管の一般会計補正予算について、ご説明いたします。8ページをお開き願います。3款民生費・1項社会福祉費・2目障害者自立支援費につきましては、ただ今、課長からもお話がありましたとおり、平成22年度の実績報告による補助金等の精算に係る返納金になります。まず国庫負担金につきましては、介護給付費負担金返納金で75万3千円、自立支援医療費返納金で31万2千円、計106万5千円になります。道費負担金につきましては、介護給付費負担金返納金で39万7千円、自立支援医療費返納金で15万6千円、計55万3千円になります。道費補助金につきましては、障害者自立支援対策推進事業補助金返納金で3千円になります。補助金等の返納金は合計162万1千円となり、その他財源で2万4千円、一般財源で159万4千円を計上しております。続きまして、4目老人福祉費につきましては、介護保険事業特別会計に係る繰出金として9万8千円を一般財源で計上しております。後ほど、介護保険事業特別会計補正予算でご説明いたしますが、介護保険システムのサーバーの修理に係る費用となっております。以上で説明を終わります。

保健福祉課長

9ページにつきましては私の方からご説明させていただきます。科目につきましては、民生費

・児童福祉費・子育て支援センター費・ブックスタート事業としています。ブックスタート事業とは、すくすくと幸せに育ててほしいという願いを込めて、1992年にイギリスで始まった本を配る事業でございます。清里町では、赤ちゃんとお母さん、お父さんや周りの家族が、本を通じて心を触れ合ってもらい、また、読み聞かせのきっかけにしておらうと、0歳児、1歳児、2歳児にお勧めの本を、1冊プレゼントしようというものです。その本代として、1冊800円を118冊分、需用費・消耗品費として、9万5千円を増額補正するものでございます。

保健G主幹

10ページを見ていただきます。4款衛生費・1項保健衛生費・1目保健衛生総務費・救急医療体制づくり事業です。斜網地域の救急搬送体制づくりにつきましては、先の委員会でご説明させていただいておりますが、各委託先への委託料についてご説明させていただきます。まず、網走医師会分です。1次救急の負担割合27.7%、2次救急を72.3%としております。まず1次救急ですが、網走市の医師会に負担しております1,456万1千円、この金額を基本額とし、その金額に小清水、大空、清里の3町の人口比率及びその3町内に占めます清里町の人口比率によって算出しております。次に2次救急につきましては、均等割を10%、搬送割を90%とし、均等割につきましては、網走市の基本額に小清水、大空、清里、斜里の人口比率をかけ、それを4町割した数字となっております。搬送割につきましても、網走市の基本額に4町の搬送比率、それに清里の3カ年の実績の搬送比率をかけまして計上いたしまして、合計額92万3千円となっております。続きまして(2)の斜里国保病院です。定額分といたしまして、清里町の網走医師会への委託料の10%といたしまして計上しております。搬送分につきましては、搬送1回当たりの負担額に3カ年平均の搬送実績をかけまして計上しております。斜里国保分の計といたしまして47万5千円となっております。続きまして(3)の小清水日赤です。算出方法につきましては、斜里国保病院と同じ算出方法をいたしまして、小清水日赤の合計額は55万1千円。以上3箇所の委託料を合わせまして194万9千円となっております。財源といたしましては、全額一般財源となっております。

続いて11ページを見ていただきます。2目予防費です。予防接種事業といたしまして、肺炎の原因菌である肺炎球菌の影響が大きい高齢者への予防接種といたしまして、肺炎球菌ワクチン、70歳以上の方を対象とし、計上しております。対象人数につきましては、70歳以上の対象者1,165人、今年度の受診者を約3割と想定しまして400人、単価につきましては接種費用の2分の1で上限を4千円とし、400人をかけまして160万円となっております。財源につきましては、全て一般財源となっております。続いて、5目保健福祉総合センター費です。保健福祉総合センター運営管理事業といたしまして、保健センター全体の給湯暖房をしており、真空温水機の修繕2台を計上しております。この2台の不調によりまして給湯温度が上がらない状態が続いております。原因調査の結果、記載しております熱交換部の洗浄、燃焼部の点検整備、制御基盤・電磁弁の部品交換が原因と考えられますので、この修繕といたしまして2台分として73万5千円を計上しております。財源にしましては一般財源です。以上です。

福祉介護G総括主査

それでは、介護保険事業特別会計の補正予算について、ご説明申し上げます。12ページをお開き願います。1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費につきましては、介護保険システ

ムに係るミラーサーバーの修理に係る費用9万8千円をその他財源で計上しております。2款保険給付費・1項介護サービス等諸費・1目居宅介護サービス給付費につきましては、国庫負担金、道費負担金、社会保険支払金等の当初申請を行い、現在までの実績に基づく伸びにより、居宅介護サービス給付費に2,358万2千円、居宅介護サービス計画給付費に60万円の計2,418万2千円を記載の財源で計上しております。4款基金積立金・1項基金積立金・1目基金積立金につきましては、平成22年度の繰越金が660万6千円で、次に説明いたします返納金180万4千円を引いた額に2分の1を乗じた額240万円を基金として積立を行います。6款諸支出金・1項償還金及び還付金・1目償還金につきましては、平成22年度の実績報告による補助金等の精算による返納金になります。国庫負担金につきましては、介護給付費返納金で85万9千円、支払基金交付金返納金で76万4千円、地域支援事業返納金の国庫補助金で9万1千円、道費補助金で6千円、支払基金交付金で8万4千円の計180万4千円を一般財源で計上しております。以上で終わります。

村島委員長

保健福祉課のとについて、質問ございませんか。

加藤委員

衛生費の救急医療体制づくりの、それぞれの病院、斜里、小清水に計算されている数字の内訳があるのですが、これらの根拠、網走には92万3千円の定額の10%という、これらの解釈と言うか、考え方と言うのは、どういう形だったのか。そして、これが今回、こういうことでスタートするのですが、何年後に見直しするのか。あるいはどういう形でいくのか。基礎とした3年間の平均の回数というのがありましたので、3年後にまた見直しとなってくるのか。その辺はどういうふうにされていくのか。

保健福祉課長

まずは、見直しの件からご説明したいと思います。先に1市4町で首長の会議がございまして、網走医師会への委託金につきましては、24年度につきましては今年度と同様、25年度に向かって算定方法の見直しを行うとなっております。それから斜里国保病院、小清水赤十字病院についてでございますけれども、まず、この定額部分の92万3千円×10%につきましては、網走にお願いする部分と、近隣にお願いする部分を概ね半々と考えたということで、清里については基本搬送数によってと考えておりますけれども、救急医療の体制を整えておくということで、一定のコストが掛かっているということもございましたので、目安として10%ということで今回はご相談申し上げて、ご理解をいただいております。それから、見直しにつきましては、搬送部分については直近3年の平均値を毎年見直すように考えております。3年の平均を使っておりますけれども、常に直近3年間の平均値で見直す。それから、定額部分については、網走医師会とも負担金についての算定根拠が変われば、当然、そこについての見直しをするということで考えております。以上でございます。

加藤委員

基本的に大変必要な救急医療の関係で、このように町外に委託している中では、当然持たなけ

ればならない負担ということで理解するわけですが、そういう中で清里町にも診療所があるという状況の中では、今言われた、毎年の見直しがあるという前提の下には、ぜひとも清里での救急医療の受け方というものを真剣に改善していかなければ、今回清里につくった診療所の問題という部分が何だったのか、と大きな負担になっていく。このことを多くの町民の皆さんに理解を得るためにも、その辺の改善点についての考え方について、お伺いをしておきたいと思います。

保健福祉課長

クリニックきよ里における救急医療体制には、診療時間中については受けていただくことになっておりますが、夜間、休日については今のところ整備されておられません。これについては、クリニックきよ里を運営しております、医療法人恵尚会に整備について申し入れをしているところでございます。今回この過去3年間の平均値を毎年見直すというところも、この体制が整えば近隣に願う回数も減るので、そこも考慮しながら、当然清里において1次救急を完結できるように努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

池下委員

予防接種事業ということで聞きたいんですけども、肺炎球菌ワクチンの対象人数が1,165人で、34%と出ているのですが、これは何年間の統計でこの数字を出したのですか。

保健福祉課長

肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、補助率2分の1で上限4千円ということで、目指しているところは自己負担金4千円を切るところで、承認していただけたらと目指しているところですけども、自己負担額が高額ということもございまして、実績としては、高齢者のインフルエンザの実績が約50%ちょっと、毎年接種いただいております。その辺のところを勘案しまして、予算としては対象人数の34%、400人前後ではなかろうかというところで設定させていただいております。統計データか言うところではありません。高齢者インフルエンザの実績50%強ということで考えてございます。

池下委員

70歳以上の方にとっては、とても大事なワクチンだと思うんですね。それで町もこうやって助成を出しながらやるんでしょうけども、およそ400人ということじゃなくて、どうして34%なのか。例えば7割、8割の方に受けていただくような、町としての努力はしているのですか。

保健福祉課長

今回初めての事業でございますので、補正予算が決まりましたら、広報あるいはホームページ、それから接種を委託する医療機関等によって、周知を図っていきたく思っております。

池下委員

今の役場のシステムは、地域に担当職員がおりますよね。それを踏まえた上で、こういう事業をやるのであれば、そういう時こそ、そういう担当職員に、1軒1軒歩くというのは無理かもし

れませんけども、そういう努力することが行政の仕事だと思うんですね。1,100人もいながら、400人しか対象にしていけないということ自体が不思議じゃないかなと思うのですが。その辺、どのように考えていますか。

保健福祉課長

先ほど申しましたように、自己負担額が4千円前後ということもございまして、400人ぐらいが妥当なところではないかと思積もったところでございますけども、一方、周知は徹底してやってまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

田中委員

今、400人で計算したとのことですが、想像以上に希望者が増えた場合には、補正を組んで対処していくということによろしいのか。

保健福祉課長

もちろん、これについて希望が増えるのであれば、タイミングとしては実行予算になるかもしれませんが、それについては前向きに検討してまいりたいと思います。

村島委員長

他にございませんか。

(「なし」との声あり)

村島委員長

無いようですので、これで終わります。ご苦労様でした。

村島委員長

それでは、引き続き産業課より、平成23年度一般会計補正予算(産業課所管分)13ページ、パパスランド活動施設並びに屋内遊技場の改修計画(案)14ページ、農林水産直売・食材提供供給施設(道の駅パパスランドさつつる)基本計画(案)について15ページから16ページ、緑清荘の指定管理者の選定について17ページから21ページについて、お願いします。

商工観光・林政G総括主査

それでは、平成23年度産業課所管分の一般会計補正予算について、ご説明いたします。13ページをご覧いただきたいと思います。はじめに、総務費・花と緑と交流のまちづくり事業費のさくらの山整備工事請負費でございます。さくらの山の整備につきましては、今年度から会場を江南の宇宙展望台周辺に移動して事業を行いました。今後の事業を展開するにあたり、その周辺予定地を整備するための経費でありまして、笹刈りと倒木等の整備を行い、植樹ができるように整えるための経費50万円を補正するものです。これにつきましては、今後4年間、植樹事業が展開できるよう、面積としましては1.59ヘクタールを予定しております。以上です。

農業G総括主査

引き続き、農林水産業費・農業費・7目農山漁村活性化対策費の農林水産直売・食材提供供給施設整備事業について、ご説明いたします。本事業は平成21年度より開始しています。国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、このうち、札弦地域に農林水産直売・食材提供供給施設を整備するための実施設計並びに地耐力調査の業務委託料を計上するものです。実施設計業務委託料につきましては1,185万5千円、地耐力調査につきましては157万5千円となっております。財源につきましては、国庫支出金335万円、町債800万円、一般財源208万円となっております。以上でございます。

商工観光・林政G主査

2項林業費・1目林業振興費・造林推進事業補助について、ご説明させていただきます。新植事業の実施に伴いまして、道からの補助事業「21世紀北の森づくり推進事業」が平成22年度で終了しましたが、その後継事業として、6月の道の定例会で「未来につなぐ森づくり推進事業」が採択されまして決定となりました。これに伴いまして、町も新植事業者に事業費の査定金額の26%の補助を行いまして、その他、下刈、除間伐事業の補助を行い、森林整備を推進していきたいということで、今回補正させていただきたいと存じます。今年度の民有林の新植、下刈、除間伐分ですが、新植事業につきましては、全体で9ヘクタールの事業に対しまして140万円の補助金額を予定してございます。下刈事業につきましては、42.76ヘクタールを予定しております。補助額18万円を予定しております。除間伐事業につきましては、17.28ヘクタールを予定しております。補助額45万1千円を予定しております。全体合計予算額224万5千円の補正をさせていただきたいという内容です。財源内訳につきましては、道からの未来につなぐ森づくり推進費補助金を60万7千円見込ませていただき、その他一般財源で163万8千円を充てさせていただきたい内容となっております。以上です。

商工観光・林政G総括主査

続きまして、6款商工費・観光振興費でございます。観光振興費の1点目は、緑清荘のポンプ修繕事業です。緑清荘のポンプ修繕につきましては、機械室に設置されています排水ポンプ等の老朽化に伴いまして、漏電等の不具合を生じております。そのため今回補正するものでありまして、排水用のポンプ2機、給水用のポンプ1機、計152万3千円を補正するものでございます。続きまして2点目、これも緑清荘でございますが、緑清荘のボイラー取替事業でございます。平成5年に導入いたしましたボイラーにつきましては、現在故障が多発するような状況になりまして、修理が困難となりましたので、更新するもので、今回483万円を補正するものでございます。故障の原因といたしましては、B館宴会場の向かいにボイラー室があるのですが、そこに設置されているボイラーが、真空の状態が保てなくなってきたということで、今回補正をさせていただきたいというものでございます。以上です。

産業課長

パパスランド活動施設及び屋内遊技場の改修計画(案)につきまして、14ページで説明をさせていただきますので、お聞き願います。図面の左側が改修前、右側が改修後となっており、赤色、青色を付けている部分が今回の改修する箇所でございます。最初に本施設の建設当初の目的でありました、農畜産物の加工体験を継続推進するために、必要最小限の軽微な改修を行うこと

としております。また、今回の改修計画にあたりましては、日頃この施設をよく利用されておりますJA女性部との意見交換で出された意見を参考にさせていただいておりますので、お知らせいたします。それでは改修内容について説明いたします。改修前の事務室は陶芸の資材を入れる倉庫として改修してまいります。次に改修前の農産物加工室の前室3、前室4の間仕切り並びに裏口を無くしまして、JA女性部から最も要望が多かった休憩室を、加工室入口正面に設置いたします。また、床は滑らない素材をとという要望もございましたので、そのように改修してまいります。次に改修前の受水槽室につきましては倉庫に改修し、この施設全体の多目的に活用してまいりたいと考えております。次に渡り廊下につきましては撤去し、それぞれの施設に入口を新設し、インドアプレイグランドのトイレ使用を容易にし、パークゴルフ利用者の利便を図ってまいりたいと考えております。この施設につきましては、建設してから20年を経過していることから、屋根、外壁塗装を施してまいりたいと考えております。以上で、パパスランドの活動室並びに屋内遊戯場の改修計画(案)についての説明を終わります。

続きまして、農林水産直売・食材提供供給施設(道の駅パパスランドさつつる)の基本計画(案)につきまして、15ページと16ページで説明をさせていただきます。今回の委員会では、農林水産直売・食材提供供給施設、並びに活動室やプレイグランドの改修を含めた概算事業費、並びに財源内訳、外観立面図について説明をさせていただきます。なお、前回の委員会において、運営委託費などの具体的な数字を提示するよう求められておりましたが、ランニングコストの詳細などが業者から提出されておられませんので、この件につきましては、次回以降とさせていただきますことを、ご了解願いたいと思います。それでは、概算事業費について説明いたします。15ページの上の方からでございますが、本体工事、新築するレストラン、売店、温泉施設などがございますが、床面積は1,120平方メートルということで、事業費については4億7,600万円となっております。レストランや売店の部分が交付金対象となり、対象割合は約55%となっております。実施年度は平成24年度でございます。次に本体工事に係る附帯事業でございますが、駐車場整備、外構工事につきましては6,800万円で、拡張工事部分の2,400平方メートルが交付金対象となるものでございます。温泉ボーリングにつきましては4,800万円、温泉汲上げポンプ並びに引き湯工事に1,500万円、備品購入に1,500万円、本体工事の実施設計並びに地質調査費、施工監理費、合わせて2千万円、既存施設の温泉施設の解体工事に1千万円、その他の工事といたしまして、太陽光発電設備工事並びに温泉熱利用設備工事に4,800万円で、本体工事に係る総事業費総額が7億円となるものでございます。実施年度につきましては、一部の事業を除いて平成24年度に実施するものでございます。次に、その他の施設の改修事業でございますが、高齢者活動施設内装改修工事については1,820万円、インドアプレイグランド渡り廊下解体改修工事に450万円、実施設計調査費に1,200万円、高齢者活動施設、インドアプレイグランドの屋根・外壁塗装工事に2,500万円、合わせて5,970万円となります。実施年度は平成25年度を予定しております。本体工事とその他の改修工事の合計が7億5,970万円となります。次に2番の財源試算でございますが、国交付金が1億5,329万1千円、この額は農林水産直売・食材提供供給施設の補助金の内示額でございます。次に過疎債は3億7,400万円、北海道地域振興補助金2,400万円、一般財源が2億800万9千円でございます。次に3番の実質概算負担額については、過疎債につきましては70%が交付税で補填されるものでございますが、30%は町の負担となりますので、実質負担額は町の負担額は3億2,032万9千円となり、総事業費に対する負担比率は42.1%となるものでございます。

続きまして、16ページのA3図面をお開き願います。前回の委員会で説明を申し上げました、平面図に基づきます立面図についての外観でございます。線路側にセットバックして新築する農林水産直売・食材提供供給施設の外観立面図。上の方が東側立面図になり、道道から見る建物の外観になるものでございます。下の方は、それぞれの方向から見た外観となるものでございます。以上、農林水産直売・食材提供供給施設（道の駅パスランドさつる）の基本計画（案）についての説明を終わります。

続きまして、緑清荘指定管理者募集要項（案）につきまして、17ページから21ページで説明をさせていただきます。緑清荘は平成18年から指定管理者制度に基づき、管理運営を有限会社GPKにおいて行ってまいりましたが、翌年平成24年3月31日をもちまして指定期間が終了することから、指定管理者募集要項を定め、公募を行うものでございます。それでは、3年前の募集要項と変更した箇所について説明をさせていただきます。17ページの上の方（3）建物の概要の建物面積につきましては、昨年12月の増築工事により面積が増えておりますことから、4,375.33平方メートルに変更しております。次に17ページの下の方（4）リスク条項でございますが、指定管理に係る委託料のうち、電気料、燃料費、水道料については、それぞれの提示額の品目基準単位に対して、10%を超える増が生じた場合は折半というのが3年前でございましたが、今回は10%を超える増が生じ、年間累計で赤字になった場合には、町と指定管理者で折半するというので、この年間累計で赤字になった部分を追加させていただいております。続きまして18ページ、一番上の（5）清里町福祉入浴券交付要綱に基づく入浴者の扱いということで、清里町福祉入浴券交付要綱に基づき交付された福祉入浴券持参者に対しては、無料で入浴させなければならないということを追加いたしました。これは3つの指定管理者施設全てに追加していくものでございますが、指定管理者がどなたになられても、町が行っている交付要綱に基づく入浴者については、無料で入浴させてくださいということを明記したものでございます。次に4、指定期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日にまでの3年間とするものでございます。次に5、指定管理者の委託料でございますが、今回の公募にあたりましては、指定管理者に指定管理業務委託料は支払わないものとするということで公募をしてみたいと考えております。次に19ページの真ん中より少し下の（2）申込受付期間がありますが、10月3日から11月16日までの期間で申込受付をしてみたいと考えております。以下、各項目の基準等に基づき募集を行い、希望者は指定された応募様式により応募していただくものであり、選定委員会、議会の議決を経て、指定管理者が決定するものでございます。以上、今回の委員会提案の全ての説明を終わります。よろしく審議願います。

村島委員長

産業課、 から までの質疑を受けたいと思います。 からお願いいたします。平成23年度一般会計補正予算（産業課所管分）について質問ないですか。

（「なし」との声あり）

村島委員長

それでは続きまして、 のパスランド活動施設並びに屋内遊技場の改修計画（案）について、14ページ。

加藤委員

今回の改修の中で、今まであった研修室、休養室の使い道等については、全くこのままなのですが、内容的にはどのような使い道、方法等を踏まえているのですか。

産業課長

加工室や活動体験施設で加工体験を行う中で、年に何回か定期的に研修などを行う形で、この研修・休養室を使ってまいりたいと。さらには、活動室を利用された方々の作業中の中断などの間の休息の場所として、活用してまいりたいと考えております。

加藤委員

それなら、今回の改築で農産加工室の中に新しく休憩室を設けているわけですが、こういう狭い所にこういう格好で設けるのではなくて、休養室なり休憩室という形できちっと整備をされ、一体的に活動室の整備をされた方が良くと捉えるんですが。その辺の考え方についてはどうですか。

産業課長

加工室を利用される方におかれましては、貴重品を入れた小さなバックなどを、そちらの大きな研修室、休養室に置いておくのは危ないと。鍵も何も付いていないので置いておくことはできないので、活動室の中に小さな休養室を造っていただきたいと。ただ、ここについては、何十人も入れるものではございませんので、人数とか必要に応じて休養室、研修室の方を使ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

加藤委員

貴重品なんかはロッカーに入れるとかという話で、休養室にロッカーを付ければ良いだけの話で、私が言いたいのは、既存としてある研修室、休養室の有効活用がきちとなされていくのであれば良いけども、今の説明では年に1、2度とかということでは、あまりにも情けない。それであれば、今回改築する中で、もうちょっと十分なスペースを確保していくべきだと思う。そして、単費ですし、これを改築するのは25年と計画されているわけですから、今回の実施予算に入れていますけども、この辺についてはちょっと保留にして、25年にやるわけですからこれは切り離すべきだと思います。これは私の個人的な意見なので、委員の皆さんはどう捉えるのか。この辺のことというのは、もう少し具体的な内容で論議すべきことでないか。これは24年度に同時にやるのではなくて、25年ということなので。この辺についてはどうなんですか。

産業課長

計画では、改修工事については25年度を予定しているものでございますが、一体的に建設しております、温泉とレストランにつきましては、24年度の年度末ぎりぎりに取り壊す計画をしておりますので、できることであれば、一体的に計画を進めてまいりたいと考えております。

前中委員

今、産業課長の方から説明をいただいた中で、24年度、25年度、加藤委員からもどうなんだとありました。現実問題として、改修になると分断されたわけですから、そこら辺の分断され

た所を覆うとか、いろんな案件がたぶん出てくるかなと、図面を見て思っているのも事実です。そういう中で、提示いただいたのは一体でとの話なのですが、かなり当初のプランに比べて、こじんまりとしたプランになったなど。確かに地域あるいは婦人部の意向等を踏まえた中で、いろいろと情報収集した中でいろんな話が出て、先ほど加藤委員がおっしゃったように、休憩室はこんな造りで良いのかという部分もありますけども、現実問題として、やはりもう少し、生産活動室のキャパを有効に前室を減らした中で、大きく取れないのか。そして、その手立てとして休養室にきちとしたロッカーとかを設置して、休養室の有効活用というものを考えるのも、一つの方法ではないかなと思うのですが。

もう1点、生産活動室の中に各加工施設等があるんですけども、それらについて、今回は何も無いんですけども、これらは従来どおりで、今あるものを有効に活用するのか。あるいは減産する資産、要するに減産する加工施設等もやはり考えるのか。その辺もちょっと何かあるのであれば、お聞かせ願いたいと思うんですけども。

産業課長

最初に、農産加工室の入口の所に造っております休憩室でございますが、ここを利用される方々につきましては、食材の仕込みなどが終わって、例えばパンを焼いている間はここの加工室の側におりまして、焼き上がるのを確認できる状態で進めていきたいと。従って、是非加工室の側に休憩室を配置して欲しいというのが、ここを利用されている方々の一番の要望でございましたので、この辺を配慮したところでございます。それから備品整備等でございますが、農産加工室については、休憩室を置いたり、前室の間仕切りを取ったりすることもありますので、床、天井、壁全て改修することになります。さらに、備品関係と併せて、利用される方のご意見をいろいろと聞きますと、今はガス設備が無い状況でございますので、この辺については、必要最小限の設備として必要だと考えておりますし、また、シンクが幅が狭く浅いというような話も聞いておりますので、それらの部分については今回の改修の中で整備してまいりたい。さらに、建築されてから20年が経過し、備品の中にもかなり錆ついてきたり、古くなっている物については、この機会に必要な最小限の物について、更新をしてまいりたいと考えているところでございます。

前中委員

今、説明あった休憩室の取扱等の説明があったんですけども、それによつては、前室3、4の部分が一體の中の生産活動室の中に組み込まれている設計プランになっているのですが、確か、前室3には冷凍庫ですか、何かそういう物があつたような気がしたんですが、それらは今後の中では考えないで、設置しないという方向なのか。その辺、ちょっとお聞かせ願いたいのですが。

産業課長

前室3と前室4の今までの利用状況でございますが、前室3は陶芸室の倉庫として、粘土や資材が入っておりましたが、今回この間仕切りを取りますので、この代替として陶芸室の向かいの事務室を用意したものでございます。それから、ご質問にありました保冷庫については、前室4にあつたところでございますが、農産物加工室自体で事前に食材等を持ってきて、そこで保冷をするというようなことは、ほとんど今までも実績としてなかつたというようなことから、保冷庫については、この場所から撤去し、さらに裏口も閉じるという改修を進めてまいりたいと考えて

おります。

加藤委員

いろんなことがあるわけですが、今回、この渡り廊下が外れて独立した棟になったと。こういう中で、維持管理をどういう形でしていくのか。当然のように、この清掃やあるいはこれを使っていく観点でいったら、事務所や管理棟、管理室というのが当然、必要になってくるかと思うのですが。わざわざ今ある事務室を、倉庫にするとのことですが、逆に言うと、新しく奥に倉庫もあるこの環境の中で、そういう部分もやってしまって、実際問題、今後これをどういう形で管理するのか。その人は休憩室に行って座っているのか。これらについて、すでに出来上がった後の管理体制をどのように踏まえて、どう考えているのか。管理室そのものも無い。この辺はどのような捉え方をしているのか。

産業課長

管理につきましては、新しく建てる施設も含めて全体的な考え方を持っております。その中で前回の委員会でも説明をしていますように、収入の多く得られる施設については、指定管理による公募を図ってまいりたいと。それ以外の施設につきましては、業務管理委託制度のような形の中で行ってまいりたいと考えているところでございます。今、ご質問にありました、職員をこの施設に配置したとした場合の事務所等の話でございますが、施設の中は結構広いわけでございますし、受水槽室なども多目的の部屋として確保できておりますので、何らかの形でその辺は、今後利用するように進めてまいりたいと考えております。

加藤委員

何だかチンプンカンプンな話なんだけど、パパスと一体となって管理してもらおうという表現に取れるのですが、その辺は。

産業課長

収入の得られる施設については、指定管理者制度による公募。それ以外の施設については、業務委託契約ということで進めてまいりたい。前回の委員会での説明のとおりです。

加藤委員

そういう業務委託をしても、業務委託の人が休む場所や、あるいはその委託の内容をどうしようにするのかというのが出てこない、逆を言うと、全く無しでそのまま、利用が全くされない施設なら良いですけども、結構される時にはする、あるいはもしもされない場合には、清掃とかいろんなことが出てくるかと思うんですが。そういう環境を考えた時に、少なくとも今現状としてある環境というものの、微細なことですけども、それらの検討を今後されていくべきだと思います。

勝又委員

今、説明をいただいたわけなんですけども、たくさんあって。まずトイレなんですけども、パークのためにということで、パーク場から出入りができる、この渡り廊下を撤去して、トイレを

パーク利用者にも使えるようにと。基本的に、加工室の施設はあくまでも土足じゃないですよ。土足にするつもりは無いような感じなんですけども。インドアプレイグランドの方のトイレしかパークでそのまま土足で入って行く形ではないというのがわかるのと、それともう1点、加工室のことなんですけども、先ほども話に出ているその休憩室の部分。これは女性部のとの協議もあったのではないかなと思うんですけども、実際にはあったとしても、研修室なり休憩室がこれだけ大きなものがありながら、なぜここに、こんな小さな休憩室が必要なのかということと、問題は、今でさえ、後で設置したパンの設備なんかがあって、何かの作業をしていると他の作業ができないという窮屈さがある。僕が思うのは、前室1、3、4なりを撤去して壁を取るということになれば、もう少し広く使えるように考えていくのがベストじゃないかなと思う。それと、かなり早くから委員会でもかかっていた畜産部門を分けるのは、どこに飛んで行っちゃったのかと思ったり。保健所の認可の関係についても、今回は何も示されていないので、そういうことは一体どうなったのか、そこら辺を聞きたいんですよ。

産業課長

最初に土足の件でございますが、加工室につきましては土足ではなく、今までと同じようにスリッパに履き替えていただく。当然、農産物加工施設に入る時には長靴に履き替えていただくということで、衛生面は確保していかなければならないと考えております。それからインドアプレイグランドの方につきましては、トイレも含めてこちらは土足利用ができるという形で考えております。従いまして、農産加工室の方にもトイレはありますが、パークゴルフ利用者が土足で利用できるトイレは、インドアプレイグランドの方のトイレになるということでございます。

それから次に、農産加工室の前室を無くして、少しでもスペースを広くした方が良いのではないかとのご意見と合わせて、休憩室の関係でございますが、実はこの件につきましては、私共もそう考えるとところもありまして、農協女性部などとお話した時にどちらを選ぶと言ったら、広さは今のままで構わないから休憩室を設置して欲しいという意見が最も多くありましたので、これは男性の考え方と女性の考え方の違いなのかなと、私共は考えております。

それからもう1点、畜産部門については、6月当初から説明している時は、できることなら畜産部門と農産部門を分けてという考え方で進んでまいりましたが、いろいろな利用されている方々のお話を聞きますと、畜産部門を分けてまではいらないと。造ってくれるならありがたいけども、造ってもらっても利用することは今のところあまり考えられないのでということでございましたので、このような形の配置にさせていただいたところでございます。そのような中で、保健所の方の衛生面については当然、今までの建物も今後の物についても、許可は得られる施設、衛生管理にしていまいりたいと思っているところでございます。町が自ら製造許可を取る考えは、今までと同じようにございません。

加藤委員

このインドアプレイグランドの用具室、現状で用具室と書いていて、新しい方も用具室と書いてあるけども、この辺の使い方はこのとおりなのですか。

産業課長

この辺も含めまして、十分確認をいたしまして、今後また説明をしてまいりたいと思います。

加藤委員

最後がちょっとはっきり聞き取れなかった。一番最後のところが。

産業課長

図面上は用具庫となっておりますが、用具も入れながら違う面での利用もされているというようなことも確認しているところでございますので、再度、中身をしっかりと確認した上で、皆様にご報告をしたいと思っております。

加藤委員

こういうふうに原案を出してきて、必ず変えたことは無いんだよね。話は聞くけども。この次のパサランドの関係にいくけども、提示された予算関係も出てこないで。まだそこまでいきませんけども。もう9月の定例会に予算組みをしている段階で、今回出てきたのはこれが初めてですよ。なんでそんなにこの部分について、論議をまとめてぐちゃぐちゃと出してくるのか。他の委員さんが良ければ私は良いですけども。それと、出来上がってから、あぁしまったということがどうも出てきそうな気がする。そして、管理運営については、この施設を切り離して業務委託ですよ。業務委託ですよと言いながら、業務委託を受けても、受けた人がどこにいれば良いのか。この中にいなくても良いということなのか。そして、先ほどからそうやって聞くと、収入の上がる部分は指定管理でと言いながら、収入が上がると言たって、プラスマイナスゼロになるわけではないでしょ。そういういろんなことを考えた時に、維持管理費がどうやって掛かっていくのか。それは前回、提示してくださいよと言って、今の答弁ではいろんな計算ができませんので提出できません、この次です、なんて言っている。建物は出来上がってから、実は管理をするのに2,500万から3千万掛かりますが、どうしようもないですね、掛りますからお願い করতে。議会に承認を求めるといふことなのですか。

産業課長

今回の基本設計の資料の中に、新しくできる建物のランニングコストの計算が出されることになっております。ただ今、この後の案件になりますけども、ソーラーシステムやヒートポンプなどが実施されるということが決まった段階では、それらに基づく燃料費だとか、いろんな部分での経費の部分も大幅に変わってくるものと思われまして。それらの金額を踏まえた中で、基本設計からランニングコストが上がってきた段階で、現状の売上収入額に対して、新しくできる建物での増加分等を見込みながら、また、温泉ボーリングによっては、明らかにその部分での燃料費は軽減するわけですが、施設面積が大きくなるに伴う経費の増も考えられますので、ランニングコストが出てきた段階を踏まえて、早急に収支バランスがどうなるかということを経営して、皆様に報告したいと考えております。

加藤委員

そっちのパサは置いておいて、次にいきます。ここの部分での維持管理費はどうなるのかということ、今の段階ではどう考えておられるのか。

産業課長

収入が得られる施設以外の部分と言いますのは、この施設も含めたパークゴルフ場などが出てきます。それらの部分を含めて掛かる経費等の収入はほとんど見込めませんので、活動室からの収入はほんのわずかでございますので、掛かる経費についての事業費は当然、計上していかなければならないと考えております。

加藤委員

ですから、今の課長の答弁というのは、今ある施設全体を今後とも同じような試算のもとに、一業者に委託をしていきますよ、指定管理をしていきますよという表現なんです。私はそれが悪いとは言っていないんですが、それぞれ独立した環境、いろんな環境になっていく時に、本当にそれらの施設が有効に運用活用され、管理されていくためには、どういう形が良いかってことが、非常に大切になってくるだろうと思う。当然のように、課長も前回の会議の中で言われておりました、この活動生産はやっぱり体験をしてもらってやっていく施設だから、そんなに高度な環境になっていきませんよと、こういう表現をしたけども、体験をしてもらうためには、それを教えてくれる人なり、指導してくれる人も必要な場合だって出てくるわけです。そういう人方が同時に掃除をしてくれるなり、いろんなことをしてくれるという方法も考えていかなければならない。そうなった時に、こういう管理システムがあるという考え方、一つの方法しかないという考え方ではなく、もっと幅の広い考え方の中から、この運営というものについても考えていかなければならないと思う。課長は先ほどから、収入の上がる部分と上がらない部分と業務委託と。そればかり繰り返していますけども、そういう考え方に立った中で、どのように捉えているのか。

産業課長

加工室とインドアプレイグラウンドの改修計画については、ここに記載している内容で改修してまいりたいということでございます。維持管理につきましては、パークゴルフ場等を含めて、これらの収入の上がる施設については、業務委託管理で進めてまいりたいと考えております。

勝又委員

加藤さんが言ったことにも関連しているのですが、時間をかけていろんな形で基本的な考え方とかそういうものも含めて、この計画を進めてきた中では、かなり基本的な部分で述べていたものとは、食い違いがある整備になっていくのかなと感じます。この整備が、札弦からいろんな要望も上がって、というような形で整備される。お金の関係もありますから、全部が全部やれるわけではないということは当然、わかっていることなんですけども、あくまで地域が活性化される中で、基本的ないろんな項目のものは、ある程度まではクリアできるような形での整備が、取られてしかりかなと思うんですね。そのような中で、加工施設に関しては、前回課長も、20年しか経っていない施設だから大きないじり方はできないんだと。そうは言いながらも、各室における間仕切りは取っ払ってしまうとか言われていて、大きくいじるのとどう違うのか分からない。ただ、大きくいじれるようになった時に、少しでも今回整備できなかった部分に対して、何らかの考え方があるのかどうなのか。それがいいのか無いか。無いとすれば、今回、女性部にもいろんなことを聞いたり、議会の方にもいろんな形で要望を聞いたけども、結局は蓋を開けてしまえば、そんなにいじれなかったと。結局、結論ありきで、議論の予備も無いというような

ものを議会に持ってきて検討させて、結局は何もできませんでしたと、そんなことになってしまうのではないかと。そこら辺について、どんな考え方をしているのか、聞かせていただきたいと思います。

産業課長

今回改修しまして、何年かしてまた改修すると。そういうことは、よく10年ひと昔と言いますけども、10年以上経てば当然、その時々現状にあった形に改修することは必要だとは思いますが、早々に改修するということにはならないだろうと、このように私は思っております。以上です。

村島委員長

今、鐘が鳴りましたが、産業課まだ大分意見がありますので、午後から継続して質疑を受けていただきたいと思います。

ここで1時半まで休憩とします。1時半から再開しますので、よろしくをお願いします。

休憩 午後12時05分～
午後 1時30分

村島委員長

それでは引き続き、産業課から始めます。

産業課長

午前中に提案説明をしました内容に説明不足があったと思いますので、追加説明させていただきます。13ページの補正予算のページを見ていただきたいと思います。農林水産業費・農業費・農山漁村活性化対策費の実施設業務委託料の1,185万5千円、並びに地耐力調査業務委託料157万5千円でございますが、これは新しく建設する建物の調査費でありまして、外構工事や加工室、プレイグランド、既存の温泉施設の解体に係る調査費は含んでおりませんので、ご説明申し上げたいと存じます。なお、加工室やプレイグランドなどの調査設計費につきましては、改修内容が決まってから、できれば平成24年度当初予算に提案してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。ただ今説明いたしましたように、加工室やプレイグランドの改修は25年度に予定しているものでございますので、午前中にご審議していただきました、加工室の改修内容につきましては、再度検討した上で提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

村島委員長

今、課長からの説明がありましたけども、午前中、パパスランドの活動施設について、いろいろと質疑されたことに対しましては、次回の委員会で再度提案されるという課長からの案でございますので、先ほど委員の方々から、いろいろと意見が出たわけでありまして、今日はそういったことで、ご理解を賜りたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

村島委員長

パパスにつきましては、今申し上げましたとおりですので、次回ということで、先に進めさせていただきます。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

村島委員長

それでは、の農林水産直売・食材提供供給施設(道の駅パパスさつつる)の基本計画(案)について、15ページから16ページ、審議をお願いいたします。

勝又委員

立面図が提示された訳なんですけども、外観のことなのですが、これはRCですか、若干木材を使つてと、札弦側からも要望があったけども、壁面にはおそらく使えないと思いますが、レストランの部分だけでもという話で、中の方はどんなふうになるのか分からないけども、その木材を使う部分での考え方を聞かせていただきたい。

産業課長

札弦の地域性も活かしながら、建物にはできるだけ木材を使用するようにということで、基本設計を出しているところでございます。とは言いましても、外観まではなかなか木材を使用できないこともありまして、内装面につきましては、木材を取り入れていただくということで進めております。

澤田委員

太陽光のパネルは、どれくらいの熱量のものが。町民会館にあるくらいのもなのかな。

産業課長

町民会館と同じ程度の10キロを考えていきたいと思います。

田中委員

午前中の最後の方に課長が、道の駅についての温泉施設のボーリングをして温度を上げる。それから太陽光パネルと。こういったことで光熱の部分についてはちょっと金額が下がるが、面積が広がったからその分の経費が掛かると。大体で良いので、課長の考えで、現在の指定管理者をお願いしている額以上になるのか、以下になるのか。その辺はどのように考えているのか。

産業課長

基本設計のランニングコストが出てくるのを今、一番待ち望んでいるのですが、それ以外に既存の温泉施設やレストランでの収入が今、現状としてこれくらいあって、建物ができることによってどれくらい伸びるかとか、まさに今、計算している最中ございまして、何とも金額が何ぼになると、今ここでは言えないんですけども、できるだけ少ない経費になるようにしていきたいと考えております。金額は今まで1,800万少々で業務委託管理をしているのですが、午前中も申し上げましたとおり、指定管理になった部分については、収入の多く得られる施設部分に限ってやりますので、当然1,800万よりは少ない金額で委託できると思っておりますが、金額はちょっと概算で申し上げますので、ご勘弁願いたいと思います。

田中委員

これから、あそこ一体をパパスの方で従来どおりの運営方法で指定管理でいく方法、他にもいろんな方法が考えられると思います。先ほど農産加工施設についても業務委託とあったけども、これもパパスに業務委託するという方法もある。その辺は別に考えておられるのか。それから食堂部門だとか、割と今までは全部まとめてやっていたんだけども、食堂部門についてはテナントと言うか、そういう方法も考えているのか。それからパーク場の問題についても、パーク協会だとか、そういったいろんな所に業務委託をやってもらうだとか、それともそれぞれ別にやっていくのか。そこら辺はどう考えているのか。

産業課長

新しく建てる建物、いわゆる食堂、温泉施設については、指定管理者で一体的に制度に基づき公募して決めていきたいと考えております。レストランのテナントにつきましては、今のところ考えておりません。それから新しく建てる施設以外の加工室やパークゴルフ場の運営管理については、業務委託契約で行っていきたいと考えておりますが、やはりこちらについても、できるだけ経費を少なくしていくことが必要ですので、シルバーとか、例えば地域で協力していただける方だとか、場合によっては協会なども組むと思います。多くの方々の協力の下で、委託料を少ない経費でできるように、今後十分検討してまいりたいと考えております。

田中委員

直売場についても、パパスでということなのか。

産業課長

直売につきましては、売店の中で販売する農産物の直売と、プレイグラウンドや駐車場のパーゴラとかを作る所で販売する方法が考えられます。今、言えることは、新しく建てる施設の売店で直売する分については、販売手数料などをパパスがもらってやる方法が望ましいのではないだろうかと考えておりますが、農産物を出店する農家のそれぞれの考え方もありますので、農家の意向も聞きながらやっていきたい。いずれにしましても、パパスが実施主体となってやる形で行っていききたいと考えております。

田中委員

皆さんが心配されているのは、便利が良くて規模が大きくて、そういう施設ができるのが一番良いことだと思う。しかしながら、問題はできた後なんです。それが皆さんが一番心配されていると思うんです。やってしまってから誰が責任を取ると言っても、清里町民の皆さんが負担することになる。そこら辺が一番心配されるところ。やはり、そういった方向性がある程度出てこないで、建物だけで賛成してくれと言っても、なかなか我々も考える部分があって。費用対効果については今、専門の方をお願いしていて、出てこないということだけでも、そこら辺も見えてこないと、なかなか皆さんも、よし、やってくれ、とはならない。踏ん切りが難しいのではないかと思います。

加藤委員

田中委員の言われたことに尽きるのですが、例えば、極力経費を下げていく努力をするというのは当然のことですが、今の現状におけるパパスの環境の中で、レストラン部門、収益の上がる部門ですが、実際問題、原価計算されていると思うわけですが、収支はどうなっているのか。年間の利用者数はどういう状態なのか。そして町内、町外の環境、レストランを実際に利用しての売上金額、あるいは外の焼肉コーナー、休憩室等の会食、そういうものを捉えた時にどのような内訳になっているのか。そういう実体のもとから、今回のこのレストランの40席という数字が出てきたのだらうと、私はそういうふうに理解しているのですが、その辺についてはどうなのか。その辺のデータを提示をしていただきたい。それから今、課長からテナントに入れる予定はございませんとありました。私もテナントで入れる気が無いなら、入れなくてもそれは良いと思う。ただ、その部門が独立採算されないと当然のように、課長が言われているように利益の出る部分、同じ利益が出ていても利益と言うのか、売上げがあるのか、その辺の言葉遣いなんです。「売上げはあるけども経営はマイナスですよ」なのか、「完全にその部門では利益になりますよ」と言うのでは大きな違いがあるんです。この辺の認識について、現時点でどう捉えているのですか。

産業課長

パパスランド全体の利用実績は、毎月報告をいただいておりますので、できておりますが、その部門、部門の、例えばレストラン部門だけの収支計算は現実にやっておりません。ただ、今後指定管理に出す時については、その部分での指定管理になりますので、今、その辺を十分に計算しているところをごさいますて、今、資料を持ってきておりませんので説明できませんが。今後、指定管理に出していこうとしている、その部分についての収支計算や利用者の人数については、今後十分積み上げていきたいと思っております。

加藤委員

全然答弁になっていないんですよ。この施設をこういう形でレストランも計画した時点では、見込みがあるから計画をしたんだと思うんです。年間の実態やレストランの売上げを計算をしないで、札弦の要望があるからこうやって造ったということだけなんですか。そうだとしたら、その人方に維持管理を全部を無償でやってもらわなければならないでしょう。現状として札弦のレストラン部門が利益が出る部門になっているのか。あるいは売上げはあっても、どの部分に関してはトータルでマイナスになっているのか。利用者は町内、町外、レストラン利用はどのような状態なのかという報告のもとに、この計画を立てたんでしょう。だから、私は前々回からの委員会で言っているのは、造ることには賛成ですけど、できた後の運営や環境を考えた時にどうなっていくのか。そこをきちっと示してくださいというのは、そここのところにあつたんですよ。その論議ができないで、それは一生懸命に詰めています、建物が出来上がりました、やっぱり最小限でもここまで掛かりますね、となった時に、先ほど田中委員が言ったとおり、町民が負担して終わりですか。誰が喜ぶのですか。

産業課長

レストランの40人席につきましては、料理人1人が料理を提供できる人数としての40人と

ということで考えたところでございます。さらに地元の経営している方から確認しましたところ、5月のゴールデンウィークが明けたぐらいから9月いっぱい、現在の7卓28人のレストランではお昼時になると満杯になって、1時間、2時間待たせることも多々あるということから、やはり、売り上げを一番稼げる時期のことを考えると、40人が必要だという考え方の中で、そのスペースを確保させていただいたところでございます。

加藤委員

だから、そういうスペースが必要だってことは、年間を通して黒字なのか、黒字じゃないのかの把握はどうなんですか。

産業課長

パパスランド全体の収支計算は毎月いただいて、年間トータルも出しておりますが、ただ今のご質問のとおり、レストラン部門だけの計算はただ今実施しているところでございまして、現在資料は持ってございません。

加藤委員

だとしたら、要望だけでこれを建てて良いのですか。

産業課長

会社として経営するためには、やはり年間を通じた部分での収支バランスというものが、当然必要だと思います。しかしながら、道の駅のような一期間の中で収入を多く取り入れなければならないという特殊事情等を考えますと、現状の入込み数とを考えた時にやはり1人の料理人で最大にできる人数も確保することも、また経営を安定させていくために必要ではないかと、このように考えたところでございます。現況が7卓28人ということでございますので、夏場の間は7卓28人では待たせる時間がかかなりあるという状況を踏まえて、10卓40人のレストランを確保したものでございます。

加藤委員

だから、年間トータルとしてそのものは黒字なんですか。赤字なんですか。今、言われたことは造るにあたっての基礎資料の一つかもしれませんが、建物を建てた後に維持管理をすることを考えて、経営をするためにどうしていくのかということ考えた時に、そのことが一番大切な部門じゃないですか。3ヶ月、4ヶ月黒字があつて、年間トータルではマイナスであっても、やむを得ないということで、最初からスタートするという事になっているのか。少なくともその辺の数字については、提示をしてもらうべきだと思いますけどもね。

産業課長

過去の実績を踏まえまして、早急に次回の委員会等に数字を示してまいりたいと思います。

加藤委員

そういうことなんですけども、定例会後に提示されても意味が無い気がするのですが。その辺

についてはどうなんですか。次回の委員会と言ってもいつなのか。要するに、今回のパパスの実施設計を定例会にかけるわけですから。実施設計をかける前にその内容や報告を聞いて、大丈夫だということで実施設計に移ってもらわないと。やっぱりここまでは黒字ではありませんということが分かったとすれば、基本的には皆でここまでの維持費が掛かるということで、了承してからこの建物を建てていかない。利益が上がる部門と言っても、その部分が黒字なのか赤字なのかさえ分からない。そうだとしたら、1から10までどういう経費なのか、今後についてどうしていくのかってことを考えていかなければならない。常に返される言葉では、議会と、委員会と十分に協議してと言って、先送りの協議は終わってからの事後確認でしかない。その辺、町サイドとしてどのような考えをしているのか。副町長あたりにこの辺の見解を、きちっと委員会に出席を求めて確認をすべき項目のような気がしますけども。

産業課長

21年度の実績でございますけども、収入については食堂部門、温泉部門が分かれて提示されております。それは今、ご説明できますが、経費の部分については、食堂部門に関わる支出額がいくらとは出ていませんので、ご説明できない部分でございます。収入につきましては、21年度で年間売上げ1,450万円、先ほど私が説明していますとおり、5月から9月までは150万から200万円ぐらいの売上げになっております。12月、3月は100万円を超えているのですが、10月、11月が少し落ち込んで70万、60万ぐらいになっている。これが、食堂部門の収入の実績でございます。支出の方につきましては、温泉部門、活動室部門、食堂部門、それぞれ案分しておりませんので現在はわかりません。総額で支出額については4,770万円となっておりますが、案分しておりませんので、詳しく説明することはできません。

加藤委員

年間通して100万ちょっとの数字ですよと言って、経費が4千万ですと。今そこでパッと、例えば体験施設の数字を抜く、他も抜いていったら概算で出るでしょう。逆を言うと、なぜそんなことを言うのかということ、今回できた道の駅の中の利益の出る部分のレストラン部門でも、基本的にゼロで見れるのか。収入として見れるのか。新しく40席で建てても、結果にはそこに月々にいくら、年間いくらぐらいを経費として見ないとならないのか。こういう計算はできているんでしょって。その時に、本当に40席も本当に必要なかどうか。だから田中さんが言われたみたいに、むしろテナントで入れられるようだとしたら、そこはゼロで見て結構だと思います。指定管理だとしたら、むしろ企業努力が目に見えて、努力した成果がその人に跳ね返るようなシステムというの、逆に大切になってくる。今の状態でいくと、部門の計算をどう見ていたのかってことすら、指定管理の計算上、どういう計算で委託費を出していたのかってことも、非常に不安になってくるのです。私はやめると言っているのではないですからね。出来上がった施設を維持費をかけないで札弦の方々が有効に使える施設、そして負担のかからない施設はどういう施設なのか。夢ばかり描いていて、それが実態として、とんでもない維持費が掛かってしまうのでは困らないのか、その心配は無いのかというお尋ねです。以上です。

産業課長

料理人1人は少なくとも置かなければならないという現実の中で、夏場の間、今の28人では

お客さんが混んでくるという状況もありますので、最大数値と思われる40人のレストランを開始させていただくという部分でございます。基本設計につきましては、今回の図面等である程度完了を上げさせていただきたいと思っておりますが、今後実施設計の中で、特にレストラン、売店の部分等については、面積の部分を含めて最終の区分ができるのかなと思っております。基本設計につきましては、前回出している平面図、今回の立面図等で完了ということになりますが、今後の実施設計の中で再度検討していきたいと思っております。これは基本設計です。

加藤委員

そうですが、この基本設計に基づいて今度実施設計に移るってことですよ。実施設計に移るのもこの図面でやるってことですよ。

産業課長

基本的にその図面でいきます。

○加藤委員

今、違うようなことだったのでは。

産業課長

基本設計につきましては、前回に提案した平面図、配置図並びに、本日出しております立面図をもちまして、完了の書類を提出していただく形で考えております。なお、本日前段で説明しました実施設計について、定例会で議決していただいた後には、実施設計の中で今回の基本設計を基に事業費の積算などを進めてまいりたいと考えております。

加藤委員

と言うことは、基本設計から実施設計に移る段階で、今現在提示されている平面図、立面図については変更する可能性はあるということなのですか。

産業課長

多少の変更はあり得ると考えております。

加藤委員

委員長、今までの論議している内容、ここまで論議を進めていて、このまま実施設計にいくのかと言ったら違うような感じ。これは町の基本的な考え方と言うか、副町長の出席を求めて、この辺についてどういうふうに捉えて、どういうふうに進めようとしているのか。ちょっと休憩を取って、正副委員長で確認してもらわないとまずいのではないですか。また後日開くということにもならないので。

勝又委員

今回補正で実施設計の分の業務委託料を組んでいるんだよね。ですから、基本設計がOKになって実施設計に移っていくとなると、それに移行していく部分で、そんなに協議するものがある

のかどうか。それはあるのですか。

加藤委員

それにしても、もしも変わるのであれば、平面図だとかが変わってくれば、当然予算も変わってくる。形が変われば、実施設計費も当然変わってくるだろうし。今の課長の答弁ではその可能性はあるって言う。可能性はありましたけども、なりませんでしたと言っちゃうのだから。

(「休憩」との声あり)

村島委員長

皆さん、内容は聞いているとおりなんですけども、行ったり来たりの話し合いの状況でありますから、若干休憩を取って、こちらも対応を考えますので。

休憩 午後2時02分～
午後2時25分

村島委員長

それでは、休憩を解きます。

休憩前に課長からも提案されておりましたけども、どうでしょうか。

産業課長

レストランの部分の現状収支、今後の改修後のレストランの収支見込、見込める委託料などにつきまして、早急に数値を積み上げて報告していきたいと思っております。補正予算で説明しました実施設計費については、今回新たに建てる施設分だけのものがございますので、できれば9月定例議会に提案するように進めていただければありがたいと思っております。

村島委員長

今、斉藤課長から説明がありましたけども、何か意見ありましたら。

加藤委員

基本的にはそういう方向で良いと思いますが、今言われたレストラン部門というのは、この施設の中で一番利益を生む部分だと思えます。その部分の状態がどんな状態なのか、そういう環境の下に今回のパパスランド全体として、本当にどういう運営費が掛かって、本当にそれでゴーサインが出せるのか、出せないのか判断しなきゃ駄目だと思う。だから、そうしていただきたいと言うのと同時に、それを提示してもらって、そして、当然のように町サイドとしてきちっと町長以下、どういう方向でいくのか。実施設計にあたって、ここに計画図面が出ているわけですが、本当に微調整をかけるとしたら、どういう形でなるのか。その辺の実施設計の考え方というものを、きちっとこの次の委員会に提示された中でないと、お願いしますとか何とかという話ではないと思うので。本来は、今日の委員会にきちっと提示されてるべきことなんです。

村島委員長

提示はされているのですが、なかなか意見が食違っていると。だから行ったり来たりするんです。今日の委員会は定例議会に間に合う日程、1週間前の委員会なんですよ。しかし、ここでもめてしまいますと、なかなか前へ進行できない状況にあります。委員の方も何か異論があれば何

でも質問してください。

前中委員

今まで聞いていた中で、町民の人口減あるいは過疎、地域振興ということで、行政がハードの部分为建设する時に、やはり最終的には、管理運営方式をどうするのか。今の現状では指定管理者制度あるいは業務委託制度、あるいはもっと違う考えがこれから発生するのかなと。要するに、建物だけは行政でやって、中の運営は全てマネジメントは第3の企業にお願いする。今、パパスに関しては、指定管理者制度の中でどう運営していくか。その時にやはり町の持ち出しが多い。ということは、その中にはやはり常に町は口を出すと言うか、出さざるを得なくなっていく。そこには、ある程度の制約がかかるのではないかと。逆に民間に全面的に委託と言うか、完全にマネジメントをお願いして経営するとなると、それはまた違う展開で、5年後、10年後の収支バランスのシミュレーションをして、その業者さんが上げる。そこには固定経費、施設投資は一切掛かりませんよね。本来であれば、今の指定管理者にも5年後の経営収支バランス、食堂部門もありき、あるいは道の駅で今後発生し得る販売手数料のいくらかのリベートの利潤だとかも、これからどこが指定管理者になるかわかりませんが、その考えがないと。それはなぜかと言うと、経営としては当たり前なことだと思うんですね。やはり、今の指定管理者には同じように責任を持った中で、提示していただくように、産業課はそこら辺をきっちり指導なり、議長も先ほどおっしゃいましたけども、そういうことは必要じゃないかと思うんです。その点に尽きる。建てることに関しては、札弦地域で10億、はっきり言って最初で最後のプロジェクトかも知れません。僕もその町に住んでいるわけですが、それ以上に、この町としての一つのプロジェクトという認識で。全てが町民だとか周りの人たちの要望ばかり聞いていたとは、僕は捉えていない部分もあります。そこら辺の管理手法に対して、もし今後、定例会の前にもう一度、常任委員会が開催されるのであれば、そこら辺をやっぱりきっちり指導なりを提示できるような。今の指定管理者、あるいは町としての指定管理費を下げるようなシミュレーションをするのか。やはり、その辺を絡めて説明するレシピとして出していただければありがたいと思います。一方的ですみません。

村島委員長

課長、前中委員から提案があったんですけども、お聞きになったとおりでございます。ですから、どちらにしても、今後委員会を開くためには、今回出た質問、今言われたことに対しての答弁できるかどうか。局長、14日から定例会ですから、その前に開くとなると日程的にどうでしょうか。

事務局長

まず、協議の内容としては、レストラン部門の収支、掛かった経費についての詳細を提示してもらう。それと管理運営方法の頭だしをしてもらうと。頭だしについては、全部ということになりますか。

○田中委員

全部。別々ではっきりわかるように。

○事務局長

現時点での町の管理運営方法の考え方について。

加藤委員

今、検討されている、今後の内容について。

村島委員長

その部分ですね。日にちはどうでしょうか。例えば12日辺りで。良ければ12日の午後からはどうですか。

(「はい」との声あり)

○村島委員長

それでは、12日の午後1時30分ということで。時間はあまり無いですけども、きちっと把握していただいて、局長が申し上げた項目に対して、はっきりとしたお答えを出してもらおうと。それでよろしいですか。

(「はい」との声あり)

村島委員長

それでは、12日の午後1時30分に産業福祉常任委員会を開くことにいたします。

村島委員長

それでは、先に進みます。 の緑清荘の指定管理者募集要項について、17ページから28ページ。各委員から質問ございませんか。

議長

もう一度確認したいのですが、前回の指定管理者の募集要項と変わった点はどこでしょうか。

産業課長

17ページの上の方、(3)建物概要の建物面積が増えております。同じく17ページの下の方(4)リスク条項。これは電気、燃料、水道などが当初の基準単価より10%以上超えた場合についての措置でございますが、今までは10%以上超えた場合については、町と指定管理者とで折半していましたが、今回の改正は年間累計で赤字になった場合について、10%超えた部分について折半するという。年間累計で赤字になった場合という部分を追加させていただいております。18ページの一番上段(5)です。清里町福祉入浴券交付要綱に基づく入浴者の扱いでございますが、福祉入浴券を持って来られた方については無料で入浴させなければならない、ということを追加したものでございます。今までは条文中に明記されておりませんでした。今後については、札弦やパパスや緑についても、この条文中を付け加えていきたいと考えております。他には5、指定管理者の委託料について。今までは委託料についての額が提示されておりましたが、今回は委託料は支払わないものとする、と改めたものでございます。あとは19ページの、申込受付期間などの日にちの部分の変更はしておりますが、その他の大きな改正については、変えたところはございません。以上です。

議長

17ページのリスク条項ですが、先ほど課長からも説明がありましたとおり、電気料、燃料費、水道料にそれぞれ提示額の品目基準単価に対し10%を超える増が生じた場合には、前回までは協議をしていたと。しかし、今回からは年間の累計で赤字にならなければ、この10%を超えても出さないという解釈でよろしいのか。それともう一つは、この3項目以外で赤字になった場合については、どうなのでしょう。この文言では、私の理解は、この3項目が10%を超えて年間赤字になった場合については、話し合いをして50%ずつにしましょうということなだけども、この3項目が無くて、年間の累計が赤字になった時については、該当しないと思うのですが、その辺はどうなんですか。

産業課長

ご質問の内容のとおりでございます。リスク条項の上に(3)の使用料がありますが、使用料が10%以上増えた場合については、増えた部分を折半しましょうという条文はありますが、赤字になった部分についての補填は記載ございません。それからリスク条項の部分については、電気、燃料、水道についての部分でございますので、ご質問のとおりでございます。

議長

これでは意欲が無くなるよね。10%以上設けたら半分返せとか。これでは営業努力する意味が無くなってくるよね。それと、これは緑清荘では無いのですが、札弦のパスで聞いた話ですが、先ほど所管としてしっかり管理してくれよと言っている以外に、例えば指定管理者の役員会を開いた場合に、費用弁償を出したらそれは駄目だと。そこまで口を出すということなだけども、この辺はどうなんですか。行政側で、費用弁償を出すのは駄目だと言っていると言うんですよ。しかし、第5次総合計画を作った時に、皆払っているわけですよ。費用弁償を。その辺はどうなんですか。

産業課長

大変、申し訳ございませんが、私は認識しておりませんでした。申し訳ないです。確認します。

議長

指定管理者の目的から言って、住民サービスを充実した場合、利益が上がった時に、こういうのはいかがなものかと。他の委員の皆さんもいるので、私一人の考えなのかもしれませんが。

産業課長

17ページの(3)使用料ですが、私の説明不足かと思うのですが、10%以上利益が増えた場合に、10%を超える額について折半しましょうという内容です。

加藤委員

今の項目で、年間を通して10%ということなのか。それとも一月毎なのですか。この辺の解釈が非常に曖昧である。そう言いながら、実質項目では年間で赤字となっている。この辺の言葉

遣いは非常に微妙な部分なのですが、どうなんですか。

産業課長

年間を通じてということでの内容でございます。

議長

10%以上の利益が出たらなんて、これでは出ないようにするでしょ。

加藤委員

緑清荘について、基本的には、町は建物を出したけど、委託費はゼロでのスタートなんですよ。そういう中では、考え方として住民サービスを行ってもらって、永遠と続けてもらうことさえできれば、それはOKという解釈だと私は捉えるのですが。そういう意味の中で、経営が途絶えてしまったら困るので、特別に大きな費用の変動があるであろう電気、燃料、水道については考慮しますよという意味合いだと思うのです。なので、当然のようにこの部分の売上げについての項目はむしろ外すべきで、もしここを入れるのであれば、年間の使用料については、例えば100万円いただきますとか、そういうスタンスの方が、むしろ本当に指定管理の本来の目的と言いますか、民間の努力を入れてやっていくというスタンスになると思う。その辺の考え方を整理する必要があるのかなと思います。基本的に、出来上がってからまだ丸1年経っていないわけなのですが、その営業実績なり何なりを踏まえて、この基準で応募される方がいるだろうと。たぶん大丈夫だろうという判断の基にされているってことですね。

産業課長

指定管理の応募につきましては、緑清荘に限らず、パパスランドも緑の湯も、過去数年間の収入と支出の実績を把握した中で、近年の経済状況等を踏まえて、指定期間と定める3年間がどうあるべきかということで、委託料の額を算出しているが実態でございます。緑清荘につきましては、昨年10月に宿泊施設を大幅に増やしまして、リニューアルオープンしたことから、過去の実績と単純比較することができなかったものでございますので、今回の委託料の積算につきましては、昨年の12月のオープンしてから今年の7月までの8ヶ月間の実績数値に、残り4ヶ月間については、今までの過去の推計を基にして、昨年の12月から今年の11月までの12ヶ月間の推計数値を計算したところでございます。その結果、12月から11月の12ヶ月間においては、ほぼ収支バランスがトントンぐらいになるのではないかと積算したところでございます。近年、東日本大震災などで旅行客離れしているという中で、トントンになる状況なので、今後については、委託料を出さなくても収支バランスが取れるのではないかとということで、委託料を出さないことで、このような募集要項を作ったものでございます。

村島委員長

他に、ございませんか。

村島委員長

ございませんか。

(「なし」との声あり)

村島委員長

無ければ、産業課終わりますけど、よろしいですか。

(「はい」との声あり)

村島委員長

産業課、これで終わります。12日の資料はきちっと出していただかないと困るので、よろしくをお願いします。上の方ともよく相談してください。

村島委員長

引き続き建設課、平成23年度簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、平成23年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、道路橋梁及び河川の指定管理者の募集要項(案)について、説明をお願いします。

建設課長

まず、平成23年度簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)並びに平成23年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、22年度の決算に伴う繰越金の措置について、今般補正予算として提案させていただくものでございます。につきましては、担当主幹よりご説明申し上げます。後ほどとして道路橋梁及び河川の指定管理者の募集関係でございしますが、第2次の3ヵ年が23年度で完了いたしますので、今般、第3次の24年以降の関係について、先に委員会において日程をご説明申し上げましたが、今後募集行為を行う中、12月の定例会において指定管理の議案を提案させていただきたい、かように考えてございますので、現段階における町の募集要項の考え方といったものをお示しして、ご協議申し上げたいと考えております。まず、1点目、2点目について担当主幹よりご説明申し上げます。

上下水道・公住G主幹

それでは、私の方からご説明を申し上げます。まず始めに、平成23年度簡易水道事業特別会計補正(第2号)に関する予算概要について、議案の22ページによりご説明申し上げます。今回の補正につきましては、平成22年度決算に伴う繰越金額の確定による調整措置であり、歳入歳出それぞれ308万9千円を追加し、予算の総額を8,369万2千円とするものであります。それでは、歳入よりご説明いたします。繰越金につきましては、繰越金額の確定により308万9千円を増額し、補正後の繰越金額を508万9千円とするものであります。次に、歳出につきましてご説明いたします。基金積立金につきましては、繰越金額の確定により、同額の308万9千円を増額し、補正後の基金積立金額を311万4千円とするものであります。以上で説明を終わります。

引き続きまして、平成23年度清里町農業集落排水事業特別会計補正(第1号)の予算概要について、議案の23ページによりご説明申し上げます。今回の補正は、同じく平成22年度決算に伴う繰越金額の確定、並びに処理施設の延命化を図るための修繕料として増額補正するもので、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、予算総額を1億1,707万4千円とするものであります。それでは、歳出よりご説明いたします。総務費・施設管理費の90万円の増額は、処理施設の延命化を図るために機器類の修繕料として増額するもので、補正後の予算額を3,386万4千

円とするものでございます。次に、歳入につきましてご説明いたします。繰入金につきましては、繰越金の確定により一般会計からの繰入金を調整するもので、87万円を減額し補正後の繰入金額を7,706万円に、繰越金につきましては、繰越金額の確定に伴い177万円を増額し、補正後の繰越金額を327万円とするものであります。以上で説明を終わります。

建設課長

続きまして3点目の指定管理の関係について、後ほどお手元の議案に基づいて、担当の総括主査の方からご説明申し上げたいと思いますが、本件につきましてはご存じのとおり、平成18年度から20年度までの3カ年を第1次、さらに現在指定管理をしてもらってございますが、21年度からの3カ年を第2次として行ってございまして、冒頭に申し上げたとおり、それぞれ新しい募集を行っていく、そういう形になってございます。当該施設は道路、河川の管理でございますので、収入を伴わない、そういった指定管理の性格の中から、基本的な考え方としては道路の保全、安全かつ円滑な交通の確保及び河川の安全性の確保、併せまして民間への指定管理でございますので、施設の適切な維持管理に関する業務の効率化、経費の合理化などの観点、さらに併せまして、地域における民間事業の継続的な創出や雇用の確保、こういった観点に立って、総合的な評価を加えた中において、今般新たな募集要項を制定させていただいた形になってございます。なお、第2次の現在の平成21年度から23年度までの募集に当たっては、期間を5カ年という形の中で募集を行ってまいりましたが、最終的な選定の作業におきまして、業務の評価を行った中において、実質的には3年の提案をさせていただいたところでございますが、今般の募集要項にありましては、指定管理の継続性や、さらにある一定の従業員の確保、そういった観点から、前回と同じように募集段階においては5カ年の期間で募集を行ってまいりたいと、かように考えております。また、併せまして、基準価格の考え方につきましても、第2次の21年、22年はすでに決算を終えておりますので、その実績、または数量、そういったものを基本にしながら、当然この期間、単価変動といったものがあるわけございまして、実勢単価または基準単価の入替えを行った上で、5カ年にわたる基準価格の設定をし、募集を行ってまいりたいと、かように考えてございます。具体的な要綱案の骨子については、担当の総括主査よりご説明を申し上げたいと存じます。

建設管理G総括主査

道路橋梁及び河川の指定管理者の募集要項(案)について、説明させていただきます。説明につきましては、前回の平成20年度募集要項との変更部分とし、文面の整理と内容の変更の無いものは省略させていただきます。24ページをご覧ください。中段よりやや下、4、指定期間がありますが、ただ今課長からお話のありましたとおり、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間となっております。5、指定管理者の委託料、基準価格でございますが、5年間上限で4億6,380万円となっております、年平均で9,270万程度となり、前回3年間の基準価格年平均9,330万円と比較して、燃料単価の差額等で60万円ほど減となっております。25ページをご覧ください。上から3行目、6、(2)管理延長増減による委託料の変更について、を追加しております。26ページをご覧ください。上から6行目、9、(1)キ、応募の際の会社の応募決定根拠の提出、を追加しております。27ページをご覧ください。中段付近で17、その他の 災害発生時及び警報・注意報発令時の体制整備、を追加しております。募集要項案が

承認されましたら、10月から募集を行い、11月中旬に選定委員会を開催し、12月に議会に報告し決定するスケジュールとなっております。以上でございます。

村島委員長

ただ今、ご説明がありましたけども、質問ありませんでしょうか。

議長

2点ばかりお聞きしたいのですが、まず1点目ですが、燃料が下がっているのに、前回より年契約が下がっていると。これは人件費辺りは、先ほどの課長の説明では5年間にしたよと、安定的に雇用をしていかなければならないと。そうすると役場の職員も同じなんだけど、1年目、2年目、3年目と給料が上がっていくわけですよ。こういうものが反映されているのかどうか。

2点目でございますが、24ページの委託料の提案額の取扱いについてでございますが、提案額の10%を超える差異が生じた場合、超えた分については町と協議するということですが、道路橋梁維持には特に夏場とかの道路の補修とかは良いのですが、冬季間の変動の問題が非常にあるという状況の中で、9,200万円の10%の変動じゃなくて、冬季間の分は別格に私は見るべきではないかと思う。夏場の分は10%の変動は良いと思いますが、冬の場合は雪が多い時と少ない時があるわけですよ。それを張り付けにしたら、トータル金額の9,200万の10%だから、920万も違うわけだから、800万くらい違ったら全然面倒見ないってことです。そういうアバウトなことの良いのか。これが2点目。

次に3点目ですが、25ページ、10%以上の不用額が出たら返せと。一生懸命努力したやつを返せっていうのは、とんでもない話じゃないかなと思う。これを君達が直営でやったらえらいお金がかかってくるのではないのか。これでは努力しても報われないことになるので。この辺はどうなのか。

建設課長

まず1点目の、それぞれの単価構成等の考え方ですが、基準的には例えば今も話がございましたけれども、2ヵ年の実績数量さらに直近における単価、こういったものを入れた場合について、たまたま今年度、現段階における基準単価の構成について、そういった状況が生じたと、ご理解いただきたいとします。指定管理については全体的なものについては、基準価格を決めながら、5ヵ年の全体的なそれぞれの指定の関係と、年度ごとの変動要素を持った年度協定をそれぞれ行った上において、予算の計上を単年度ごとにさせていただくといった形を取ってございますので、債務負担行為、それから単年度ごとの予算、その中でしっかりと今言ったような状況については反映をしていく、こういった形になっていくことを、ご理解いただきたいとします。なお、関連しながら人件費等の関係、人夫賃等の関係でございますが、基準等についても現段階においては直近の道単価ですとか、実勢単価といったものを拾った中において、決めさせていただいている。そういった上がり下がりも当然、道単価におきましても、人件費にも生じてくるので、そういったものについての変動要素については、債務負担全体的な部分、さらには単年度の予算の中において、それぞれの状況に応じて積算をしておりますので、調整をさせていただく。このようにご理解をいただきたいとします。

2点目の、冬季等の除雪、除排雪等に伴う部分のリスクと、さらには各位における一般的な道路河川管理に関するリスク条項の関係だと思えますが、基本的にはそれぞれ提案者、今回の募集要項の中においても項目ごとの提案をいただきますけれども、今、村尾議長からお話があったような要素、全体的な変動等につきましても、当然、特に冬季間においては雪の量、積雪の量また吹雪等によって、稼働時間が大幅に変わってくるといったリスクを持っておりますので、今言った要素についても、しっかりと発注した段階において、年度、年度の状況に応じた、当然発注価格の変動に伴う、委託価格の変動に伴う、そういったものを頭に入れながら、対応を図っていくように、現場として認識してございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと3点目の、10%の精算行為の関係ですが、いろいろとご論議をいただいた関係ではないかと、私ども事務局としては認識している部分でございますが、先ほどお話し申し上げましたとおり、基本的には受託をした指定管理業者がそれぞれの努力によって、きちん報われる形が一方では必要だという形と、もう一つは歳入が伴わない、町からの委託金以外に歳入が伴わないといった道路橋梁の管理という性格もございまして、そういったところを総合的に勘案しながら、10%を超えた場合については、そういった精算行為、その中で協議を申し上げていきたいといった内容になっておりますので、その点についても、併せてご理解を賜りたいと思っております。

村島委員長

他にございませんか。

(「なし」との声あり)

村島委員長

よろしいですか。ご苦労様でした。

村島委員長

それでは続きまして焼酎事業所、平成22年度清里町焼酎事業特別会計決算について、平成23年度販売状況について、平成23年度製造計画の変更について、新製品について、平成23年度清里町焼酎事業特別会計補正予算(第1号)について、町内産大麦について、使用瓶の一部変更についてです。説明をお願いします。

焼酎事業所副所長

それでは29ページの、平成22年度焼酎事業会計決算についてご説明いたします。歳入につきましては、予算額7,450万7千円に対し108万3,361円増の7,559万361円で、財産収入は108万102円増の7,158万102円であります。歳出は予算額7,450万7千円に対し7,017万1,149円で、不用額が総務費で105万8,662円、製造費で327万7,189円、合計433万5,851円となっております。平成23年度への繰越額は541万9,212円でございます。

それでは続きまして、30ページをお開きください。平成23年度販売状況についてご説明いたします。8月末までの焼酎販売は2,893万1千円、前年同月対比の累計で263万3千円の減、パーセントで91.7%、予算に対して43.1%の調定率となっております。続きまして31ページをお開きください。平成23年度製造計画の変更についてご説明いたします。平成23年度の製造につきましては17回仕込みで30キロリットルを計画しておりますが、現在の販

売状況で推移いたしますと、5キロリットル程度販売の減少が見込まれますので、製造におきまして、じゃがいも製の仕込みを3回、5キロリットル分減らし、調整をしてみたいと考えてございます。

続きまして でございます。新製品についてご説明いたします。現在、じゃがいも焼酎で44%の5年ものの原酒を木樽で貯蔵した新製品を企画しております。容量は720ミリリットルで本数は600本で町内限定ということで年内の発売を予定しております。なお、価格については現在検討中でございます。

続きまして、32ページの平成23年清里町焼酎事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。歳入歳出ともに105万5千円増額させていただきます。歳入につきましては、繰越金を105万5千円増額いたします。歳出につきましては、製造費を105万5千円増額いたします。製造の回数減に伴います減額と、新製品発売に伴います資材の購入による増額を補正するものです。賃金36万8千円、光熱水費6万2千円、手数料5万6千円、加工用原料費15万4千円の減額は製造回数の減によるものです。消耗品費の増額87万5千円は新製品の瓶、キャップの購入、印刷製品費の増額82万円はラベル、化粧箱を購入してまいります。なお、繰越金につきましては補正後38万6千円残りますが、今後の販売状況等を勘案し、12月に補正させていただきます。

続きまして、 の町内産大麦についてご説明いたします。7月末にJA清里町さんから、平成24年度の二条大麦は作付けをしないとの連絡がありました。現在、特産品焼酎として製造しております麦焼酎につきましては、原料指定、産地指定で清里町産の指定を受けておりますので、平成25年度は製造できなくなりました。なお、じゃがいも焼酎等に使用しております麹用の麦につきましては、産地制限はありません。麹に使用している大麦については、清里産の指定は受けておりません。

続きまして でございます。使用瓶の一部変更についてご説明いたします。従来使用しておりました、マイルド20きよさと、摩周の雫、きよさとに使用しておりました角瓶が瓶メーカーで製造終了となり、8月から新しい瓶に変更しております。ラベル、表示シール、化粧箱につきましては、従来の物をそのまま使用しており、価格につきましても変更はございません。以上で説明を終了させていただきます。

村島委員長

焼酎事業所からの説明がございましたけども、 から まで質疑をお願いいたします。

（「なし」との声あり）

村島委員長

無いようですので、これで終わります。ご苦労様でした。

村島委員長

それでは引き続き、意見書の検討について、事務局お願いします。

事務局主任

それでは2番目の意見書の検討について、ご説明いたします。 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）でございます。提出者は、全道林活議連連絡会から提出をさ

れています、意見書でございます。内容の説明は36ページをお開きください。36ページ、37ページでご説明いたします。意見書の内容でございますが、本道の森林・林業・木材産業を取巻く環境は依然として厳しい状況にあり、引き続き経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。このような状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図って行くために、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進により、森林・林業の再生を図ることの要望の内容となっております。37ページに提出先が記載されておりますので、ご参照ください。

続きまして2番目、軽油引取り税の課税免除措置などの恒久化を求める要望意見書（案）でございます。提出者は清里町農民連盟です。内容の説明は1番最後のページ、42ページをご覧ください。内容ですが、軽油引取り税の免税軽油制度の恒久化すること、農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置の恒久化、地球温暖化対策税については、農業者の負担が増えることのないよう万全の措置を講ずること。特に、燃油への課税は、油種に関らず負担増を回避すること。以上の要望内容となっております。この2点につきまして、9月定例会で委員長名で提出をお願いしたいと思いますので、ご協議をよろしくお願いいたします。

村島委員長

これら14日から始まります定例会に提案されますけども、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

村島委員長

それでは、そういうことでよろしく願いいたします。

次に3番、次回委員会の開催について、事務局お願いします。

事務局長

次回の委員会の開催でございますが、先ほど申し上げたとおり、9月12日13時30分から3階各種委員会室にて開催いたしますので、よろしく願いいたします。こういった状況で、前回の常任委員会もそうでしたが、午前中で終わるのがなかなか不可能な状況になってきております。委員各位は次回の委員会は午後からの委員会となっておりますので、お願いいたします。後ほど議員協議会をお願いしたいと思いますので。

村島委員長

その他、ございませんか。

事務局長

ございません。

閉会の宣告

村島委員長

それでは無いようですので、第7回産業福祉常任委員会を終了いたします。ご苦勞様でした。

(閉会 午後3時23分)